#### A. 臨床所見

(1)脊髄前角細胞の喪失と変性による下位運動ニューロン症候を認める。 筋力低下(対称性、近位筋>遠位筋、下肢>上肢、躯幹および四肢) 筋萎縮

舌、手指の筋線維東性収縮 腱反射減弱から消失

- (2)上位運動ニューロン症候は認めない。
- (3)経過は進行性である。
- B. 臨床検査所見

血清 creatine kinase (CK)値が正常上限の 10 倍以下である。 筋電図で高振幅電位や多相性電位などの神経原性所見を認める。 運動神経伝導速度が正常下限の 70%以上である。

- C. 以下を含み、鑑別診断が出来ている。
  - (1)筋萎縮性側索硬化症
  - (2)球脊髄性筋萎縮症
  - (3)脳腫瘍・脊髄疾患
  - (4)頸椎症、椎間板ヘルニア、脳および脊髄腫瘍、脊髄空洞症など
  - (5)末梢神経疾患
  - (6) 多発性神経炎(遺伝性、非遺伝性)、多巣性運動ニューロパチーなど
  - (7)筋疾患

筋ジストロフィー、多発筋炎など

- (8)感染症に関連した下位運動ニューロン障害ポリオ後症候群など
- (9)傍腫瘍症候群
- (10) 先天性多発性関節拘縮症
- (11)神経筋接合部疾患

## <診断の判定>

A および B を満たし、C の鑑別診断ができているものを脊髄性筋萎縮症と診断する。 B を満たし、C のいずれでもないものを脊髄性筋萎縮症と診断する。

# <重症度分類>

生活における重症度分類で2以上または、modified Rankin Scale (mRS)、食事・栄養、呼吸のそれぞれの評価スケールを用いて、いずれかが3以上を対象とする。

#### 生活における重症度分類

- 1. 学校生活・家事・就労はおおむね可能。
- 2. 学校生活・家事・就労は困難だが、日常生活(身の回りのこと)はおおむね自立。
- 3. 自力で食事、排泄、移動のいずれか一つ以上ができず、日常生活に介助を要する。
- 4. 呼吸困難・痰の喀出困難、あるいは嚥下障害がある。
- 5. 非経口的栄養摂取(経管栄養、胃瘻など)、人工呼吸器使用、気管切開を受けている。

### 日本版modified Rankin Scale (mRS) 判定基準書

	modified Rankin Scale	参考にすべき点
0_	まったく症候がない	自覚症状および他覚徴候がともにない状態である
1_	症候はあっても明らかな障害はない:	自覚症状および他覚徴候はあるが、発症以前から行っていた
	日常の勤めや活動は行える	仕事や活動に制限はない状態である
2_	軽度の障害:	発症以前から行っていた仕事や活動に制限はあるが、日常生
	発症以前の活動がすべて行えるわけではないが、自分の身の	活は自立している状態である

回りのことは介助なしに行える 3\_ 中等度の障害:

何らかの介助を必要とするが、歩行は介助なしに行える とするが、通常歩行、食事、身だしない には介助を必要としない状態である 中等度から重度の障害: 通常歩行、食事、身だしなみの維持、

4\_ 中等度から重度の障害:歩行や身体的要求には介助が必要である5\_ 重度の障害:

寝たきり、失禁状態、常に介護と見守りを必要とする

日本脳卒中学会版

6\_ 死亡

とするが、通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなど には介助を必要としない状態である 通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなどには介助を 必要とするが、持続的な介護は必要としない状態である

常に誰かの介助を必要とする状態である。

買い物や公共交通機関を利用した外出などには介助を必要

# 食事·栄養(N)

- 0. 症候なし。
- 1. 時にむせる、食事動作がぎこちないなどの症候があるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 食物形態の工夫や、食事時の道具の工夫を必要とする。

- 3. 食事・栄養摂取に何らかの介助を要する。
- 4. 補助的な非経口的栄養摂取(経管栄養、中心静脈栄養など)を必要とする。
- 5. 全面的に非経口的栄養摂取に依存している。

## 呼吸(R)

- 0. 症候なし。
- 1. 肺活量の低下などの所見はあるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 呼吸障害のために軽度の息切れなどの症状がある。
- 3. 呼吸症状が睡眠の妨げになる、あるいは着替えなどの日常生活動作で息切れが生じる。
- 4. 喀痰の吸引あるいは間欠的な換気補助装置使用が必要。
- 5. 気管切開あるいは継続的な換気補助装置使用が必要。

#### ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。